

第9期第1回福岡県個人情報保護審議会

日 時 平成20年5月8日(木) 10:20~11:20

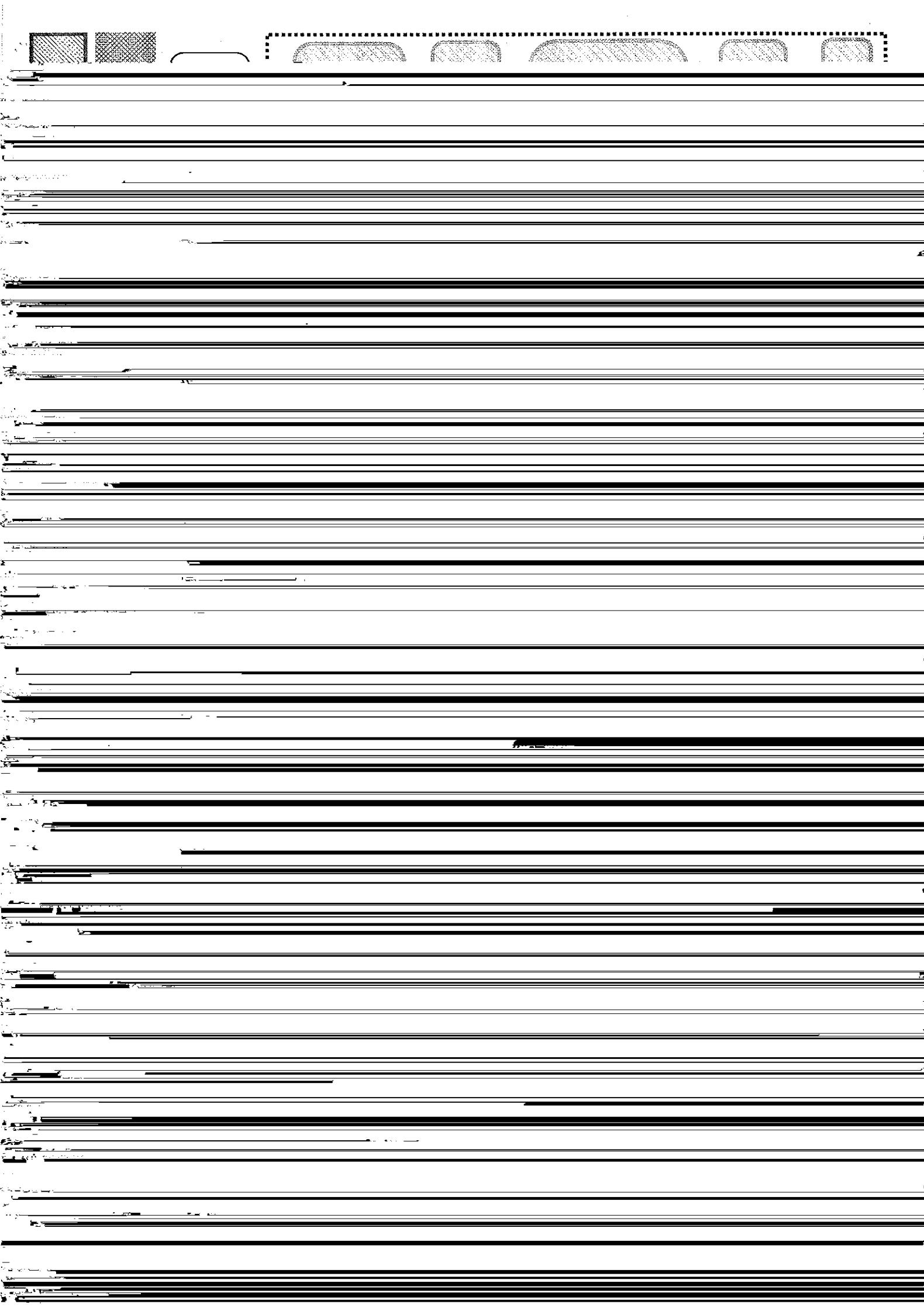
場 所 県庁10階北棟特9会議室

次 第

- 1 会長の選任及び職務代理者の指名について
- 2 部会委員の指名について
- 3 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について
- 4 その他

[配付資料]

- 福岡県個人情報保護審議会委員名簿(第9期)
- 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧
- 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について
 - ・「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更の主な内容
 - ・「個人情報の保護に関する基本方針」(新旧対照表)
- 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について
 - ・平成20年3月6日最高裁判所判決について(資料1)
 - ・住基ネット関連訴訟に関する判決の状況(資料2)
- 防犯カメラの設置について
 - ・平成20年4月2日福岡県弁護士会からの声明文
 - ・平成19年7月25日福岡県弁護士会からの宣言文



第9期第1回福岡県個人情報保護審議会全体会

住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について

○ 訴訟の状況について

- (1) 平成20年3月6日最高裁判所判決について（資料1）
- (2) 住基ネット関連訴訟に関する判決の状況（資料2）

住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決（大阪事件）
(平成 20 年 3 月 6 日 13:30～) の概要

【概要】

(第 1 審)

豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市の住民が、
住基ネットへの接続等により精神的損害を被ったなどとして、損害賠償を請求した事件につき、大阪地裁判決（平成 16 年 2 月 27 日）は請求を棄却（行政側全面勝訴）。

(第 2 審)

- ① 豊中市、箕面市、吹田市、守口市、八尾市に対する損害賠償請求に加え、
- ② 箕面市の住民 1 名、吹田市の住民 1 名、守口市の住民 2 名につき、住民票コードの削除及び、
- ③ 上記 4 名に関する本人確認情報の大蔵府への通知の差し止め を請求。
大阪高裁判決（平成 18 年 11 月 30 日）は、②について請求を認容、①及び③については、棄却した（行政側一部敗訴）。
→吹田市、守口市が上告。

【判決主文】

- 原判決中、上告人敗訴部分を破棄する。
- 前項の部分につき、被上告人らの控訴をいずれも棄却する。

【判決概要】

（本件の争点は、上告人の控訴審請求権の存否である。）

基ネットにより管理、利用等される本人確認情報につきその保護措置を講ずるために特に設けられた規定であり、本人確認情報については、住基法中の保護規定が行政個人情報保護法の規定に優先して適用されると解されるべきであって 住基法はトス目的外利田の禁止に実効性がないとの原

審の判断は、前提を誤るものである。

- データマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険については、刑罰をもって禁止されていること、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということはできない。
- 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示公表するものということはできず、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない。
- 原審の判断には、憲法解釈の誤り及び結論に影響を及ぼすことが明らかな法令解釈の誤りがあることから、原判決は破棄を免れない。

住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決

(金沢事件、名古屋事件、千葉事件【国が被告となっているもの】)
(平成20年3月6日15:00~)の概要

【事件の概要】

- I 金沢事件、II 名古屋事件、III 千葉事件とともに、各県内の住民が、国、県及び地方自治情報センターを相手取り、
 - ① 県に対し、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの変更情報）の提供の差し止め
 - ② 県、地方自治情報センターに対し、本人確認情報の削除
 - ③ 国、県、地方自治情報センターに対し、損害賠償を請求。
- I 金沢事件については、金沢地裁判決は、①、②について原告の請求を認容、③については、棄却（被告国は勝訴したが、県等は一部敗訴。）。控訴審において、原判決中、控訴人ら敗訴部分（①、②）を取り消し、③を棄却（行政側全面勝訴）。
- II 名古屋事件、III 千葉事件については、地裁（名古屋地裁・千葉地裁）・高裁（名古屋高裁・東京高裁）ともに、本件控訴をいずれも棄却（行政側全面勝訴）。
- 各県内の住民が、控訴審の破棄を求め、上告したもの。

【判決主文】

- 本件上告を棄却する。（行政側全面勝訴）

【判決概要】

- 行政機関が住民基本台帳ネットワークにより住民である上告人らの本人確認情報を収集、管理又は利用する行為が、憲法13条で保障された上告人の権利ないし自由を侵害するものでないことは、最高裁判例に照らして明らかである。これと同旨の原審の判断は正当である。
- その余の上告理由は、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項の上告理由にあたらない。

未定稿

法務大臣の
法務大臣が

部敗訴

津定(箕面市)

二審勝訴(確定)

却(確定)

一審、二審勝訴
二審勝訴(確定)

確定)

める訴訟

の提供の
訴訟

訴確定

住基ネット関連訴訟に関する判決

平成17年	5月30日(月)	金沢地裁判決(一部敗訴)①
	5月31日(火)	名古屋地裁10部判決(全面勝訴)②
	10月14日(金)	福岡地裁判決(全面勝訴)
平成18年	2月9日(木)	大阪地裁判決(全面勝訴)③
	3月20日(月)	千葉地裁判決(全面勝訴)④
	3月24日(金)	※杉並事件東京地裁判決(全面勝訴)⑤
	4月7日(金)	東京地裁25部判決(全面勝訴)
	4月11日(火)	和歌山地裁判決(全面勝訴)⑥
	7月26日(水)	東京地裁50部判決(全面勝訴)
	9月29日(金)	名古屋地裁6部判決(全面勝訴)
	10月26日(木)	横浜地裁判決(全面勝訴)
	11月9日(木)	宇都宮地裁判決(全面勝訴)
	11月30日(木)	※※大阪高裁判決(被告豊中市ほか)(一部敗訴)⑦
	12月11日(月)	名古屋高裁金沢支部判決(全面勝訴)①の控訴審
平成19年	2月1日(木)	名古屋高裁判決(全面勝訴)②の控訴審
	2月16日(金)	さいたま地裁判決(全面勝訴)
	5月15日(火)	福島地裁判決(全面勝訴)
	10月17日(水)	東京高裁判決(全面勝訴)④の控訴審
	11月29日(木)	※杉並事件東京高裁判決(全面勝訴)⑤の控訴審
平成20年	2月27日(水)	大阪高裁判決⑥の控訴審
	3月6日(木)	13時30分~最高裁判決⑦の上告審
	3月6日(木)	15時00分~最高裁判決①②④の上告審
	5月8日(木)	大阪高裁判決③の控訴審
	5月29日(木)	札幌地裁判決

【】は本件は、同上動画上記一欄より、付箋上記の審査結果のみの可不、場室貯蓄請求が争点